

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年2月10日（金）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6・7
3. 出席委員 農業委員（12名） 推進委員（3名）

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	欠 席
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	欠 席				

4. 欠席委員 農業委員（1名）7番 上田美加子 推進委員（1名）1番 安井 進

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議案第2号 農地法第5条規定による申請の件

議案第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 その他

1) 畑作転換について申請の件

2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

4) 使用貸借権の消滅について

5) 農地認定について

6) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号規定による転用届出の件

報告第2号 公共転用の通知の件

報告第3号 競売に関する申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村岡 司朗

農地係長 松村 高宏

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から定例委員会を開催致します。

本日は、委員12名出席で、定数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。また、推進委員さんは3名出席いただいています。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に1番、西川委員さんと2番小川委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の村岡局長と松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議案第1号を議題と致しますが、この案件につきましては、西川委員が譲渡人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(西川委員 退出) 事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、贈与により所有権を移転するための申請でございます。

番号1番、申請地、大字藤森64番(田)349㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による所有権移転の申請です。同一世帯内での移動で、譲受人の耕作面積は5269㎡と下限面積は満たしております。申請理由は、後継者育成のためです。場所は、青垣園より南に約300mのところ です。

番号2番、申請地、大字礪野303番1(田)945㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による持ち分移転のための申請でございます。同一世帯内での移動で、耕作面積は6477㎡と下限面積は満たしております。申請理由は、後継者育成のためです。場所は、礪野池より北に約150mのところ です。

番号3番、申請地、大字礪野304番1(田)799㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による持ち分移転の申請でございます。こちらも同一世帯内での移動で、耕作面積は6477㎡と下限面積は満たしております。申請理由は、後継者育成のためです。場所は、礪野池より北に約150mのところ です。

番号4番、申請地、大字市場668番1(田)1183㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による持ち分の移転で、申請理由は、後継者育成のためです。こちらも、同一世帯内での移動で、耕作面積は2242㎡と下限面積は満たしております。場所は、高田西中学校より南に約150mのところ です。

以上、議案第1号につきましては、4件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させて頂きます。

今回は、全案件とも同一世帯内での、所有権の移転であり、全部効率利用要件、常時従事要件、周辺地域との調和要件につきましては、現状と変わらず耕作されますので、支障がないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

- 議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。
(なしの声有り)
- 議 長 ご質問等ないので採決致します。それでは、議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第1号は、委員会処理に決定致します。
次の議題に入ります前に、西川委員の入室、着席をお願い致します。
(西川委員、入室、着席)
続いて、議案第2号を議題と致します事務局から説明願います。
- 事務局 議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。
本件は、市街化調整区域の農地を使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。
番号1番、申請地、大字奥田39番3(田)221㎡、使用借受人、使用貸出人は表記のとおりです。使用貸借権の設定により、戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、奥田弁天池より西に約50mのところでは。
以上、議案第2号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。
- 議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。
- 部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。
奥田の戸建住宅への転用申請であります。申請地の現況は、田として適切に使用されておりました。周囲の状況は、南側は道路、北側、西側は農地、東側は隣接者が行う農道予定地です。周囲には擁壁の設置やコンクリートブロック積みし、土砂の流出がないように造成されます。汚水は合併浄化槽を設け、雨水とともに道路南側の既設水路に排水されます。隣接農地の方からと、奥田水利組合から同意を得ています。周囲への被害はないものと思われま。
- 議 長 妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。
- 事務局 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします
- 事務局 番号1の農地区分につきましては、水道管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、第3種農地に該当いたします。
まず、資力、及び信用につきましては、父親からの資金提供により建築される計画で、父親名義の金融機関の通帳の写しが付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。
次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、4ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。
以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

 (なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は県へ送付することに決定致します。

 続いて議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

 本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

 番号1番、申請地、大字松塚295番1(田)1565㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、規模縮小のためでございます。

 番号2番、申請地、大字松塚375番1(田)915㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。なら解約理由は、規模縮小のためでございます。

 以上、議案第3号につきましては、2件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

 (なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、議案第3号は事務局処理と致します。

 続いて、議案第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案書3ページをお願いいたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

 本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

 整理番号1番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字市場611番2(田)1688㎡、大字市場612番4(田)74㎡、大字池田497番1(田)723㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和8年1月31日までの約3年間でございます。

 整理番号2番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。大字根成柿267番1(田)2025㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和8年1月31日までの約3年間でございます。

 整理番号3番、設定を受ける者、設定する者は、表記のとおりです。設定する農地、大字松塚442番1(田)1107㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和8年1月31日までの約3年間でございます。

 整理番号4番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字松塚57番(田)1161㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を栽培

しての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和8年1月31日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議などが無いということで採決致します。
それでは、議案第4号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議案第4号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議案第5号を議題と致します。それでは、事務局より説明願います。

事務局 議案書4ページをお願いします。議案第5号その他の1番、畑作転換について申請の件について説明致します。

番号1番、申請地、大字奥田72番の一部(田)1212㎡の内600㎡
申請人は表記のとおりです。場所は、調査順序表第2番目、秋吉池より南に約100mの所です。

以上、畑作転換申請の承認につきましては、1件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき、審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

農地部会長 それでは報告させていただきます。

番号1 奥田の申請ですが、申請地は、12月委員会で3条申請され許可をうけたところですが。現況は、水稲作付されていたままで、野菜を栽培するには、水はけが悪く、畔を超えない程度で約30cm盛り土する計画です。

作付け計画は、季節の野菜を栽培され自己消費されるということです。

周囲に影響はないものと思われます。妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告いたします。

議 長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議案第5号、その他の1番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 5 号その他の 1 番畑作転換申請については事務局処理に決定致します。次に議案第 5 号その他の 2 番を議題と致します。事務局より説明願います

事務局 議案第 5 号、その他の 2 番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者等の証明の願い出をされています。これは、のちに市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号 1 番、買取り申出の農地、土庫三丁目 3 3 0 番（田）1 3 3 8 m²、土庫三丁目 3 4 4 番（田）1 0 5 7 m²、申出者、買い取り申出事由の生じた者は表記のとおりです。買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和 5 年 1 月 2 7 日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登録されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元農家支部長さんへの照会により、これまでは本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。

以上の審査の結果、買い取り申出事由の生じた者が生産緑地法第 1 0 条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

議 長 ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議案第 5 号、その他の 2 番について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第 5 号、その他の 2 番については、事務局処理に決定致します。次に、議案第 5 号、その他の 3 番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号、その他の 3 番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第 7 0 条の 6 の規定の適用を受けるため、証明の願い出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号 1 番、所在地、大中 4 1 番 1（田）4 4 2 m² 大中 4 2 番（田）5 2 5 m²、大中 4 3 番（畑）5 0 2 m²、大中 4 4 番（田）3 9 3 m²、相続人、被相続人は表記のとおりです。所有権の相続です。

以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和 4 年 7 月 2 日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作されていることの実事確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

- 議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願いします。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第5号、その他3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第5号、その他の3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認については、事務局処理に決定致します。それでは議案第5号、その他の4番を議題と致します。事務局から説明願います。
- 事務局 議案第5号、その他の4番、使用貸借権の消滅について説明致します。
番号1番、解約する農地、大字西坊城150番1(田)1596㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。中間管理権の設定により貸付された農地です。
以上、使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。
ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 なしとの声がありましたので、異議がないものとして採決致します。
それでは、議案第5号、その他の4番、使用貸借権の消滅について承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので議案第5号、その他の4番は、事務局処理に決定致します。
それでは議案第5号、その他の5番を議題と致します。事務局から説明願います。
- 事務局 議案第5号その他の5番 専決処分の報告について、報告第1号、農地法第4条第1項第8号規定による転用届出の件について説明致します。
本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和4年12月26日から令和5年1月25日までの届出分でございます。
番号1番 転用届出地、中三倉堂二丁目816番3(田)668㎡、
届出人は表記のとおりです。転用目的は、露天駐車場です。令和4年12月28日に地区担当の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。
以上、第4条関係1件の専決処分の事後報告でございます。
- 議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)
- 議 長 ご意見ご質問ないようですので、報告第1号を終わります。
確認委員の鬼頭委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。
続きまして、議案第5号、その他の6番、報告第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案第5号その他の5番、専決処分の報告について、報告第2号、公共転用の通知の件について説明いたします。

農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等（施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設）の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号1番、転用届出地、

中三倉堂二丁目816番4（田）27㎡、先ほどの4条の届出をされる際に、現況通り、道路となっている部分を分筆され、市に寄付されたものです。譲渡人は、表記のとおりです。転用目的は、道路でございます。

以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議長 報告第2号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて報告第3号を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第5号 その他の5番 専決処分の報告について、報告第3号 競売に関する申請について説明させていただきます。10月案件で農地の競売に対する買受適格証明願いのご承認をいただきましたが、その落札者が所有権移転するための申請です。本件につきましては、12月にご承認いただいておりますので、専決処理を行ったものの事後報告でございます。

番号1番、申請地、大字藤森340番4（田）115㎡

申請人は表記のとおりです。競売による所有権の移転でございます。譲受人の耕作面積は、2114㎡と下限面積は満たしております。

以上、報告第3号につきましては、1件の専決処分の事後報告でございます。

議長 報告第3号について、事務局より報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
（なしの声あり）

議長 ご意見ご質問ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

（なしの声あり）

議長 ないようですので、これで2月の定例委員会を終了いたします。

委員の皆様方、大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長 弓 場 一 郎

署名委員 西 川 達 也

署名委員 小 川 隆 興